

制定 平成24年 2月16日（東空人第719号）
最終改正 令和 3年 4月 1日（東空人第819号）

東京航空局コンプライアンス推進本部等設置要領を次のように定める。

東京航空局長

東京航空局コンプライアンス推進本部等設置要領

（目的）

第1条 この要領は、東京航空局に所属する職員に対して、法令、組織内規程及び一般の社会規範を遵守することを浸透させるとともに、その推進及びそのための内部統制の強化を図ることを目的とする。

（東京航空局コンプライアンス推進本部の設置）

第2条 東京航空局に、東京航空局コンプライアンス推進本部（以下、「推進本部」という。）を置く。

（定義）

第3条 この要領において「コンプライアンス」とは、職員として必要な法令の遵守及び綱紀の保持に関する事項として、次に掲げるものをいう。

- 一 公正性及び倫理性に係る社会的責任に関する国民目線からの要請に適合するために必要な事項
- 二 東京航空局における発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持（以下「発注者綱紀保持」という。）

2 この要領において「コンプライアンス推進責任者」（以下「推進責任者」という。）とは、東京航空局、管内各空港事務所、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所におけるコンプライアンスの推進を図る責任者である管内一般長（「所属長等の名称についての達」（昭和62年9月24日付け東空総第454号））をいう。

（推進本部の所掌事務）

第4条 推進本部は、次に掲げる各号の事務をつかさどる。

- 一 東京航空局におけるコンプライアンスの推進を図るための年度毎の推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 推進計画の評価及び変更に関すること。

- 三 前二号に掲げるもののほか、推進計画の実効性を確保するために必要な事項に関すること。
 - 四 第10条に規定する空港事務所等コンプライアンス推進委員会からの提案並びに報告に対する助言及び指示に関すること。
- 2 推進本部は、前項各号に掲げるもののほか、発注事務の適正化を図るため、次に掲げる事項について、不断の見直しを行うものとする。
 - 一 発注者綱紀保持規程に関すること
 - 二 発注者綱紀保持マニュアルに関すること
 - 三 発注担当職員による適確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関すること
 - 四 発注者綱紀保持規程に反する事例の調査分析に関すること
 - 五 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知方策に関すること
 - 六 その他発注者綱紀保持のために必要な事項
 - 3 推進本部は、当該年度の前年度末までに、当該年度の推進計画を作成するものとする。
 - 4 推進本部は推進計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するものとする。

(推進本部の構成)

- 第5条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、東京航空局長をもって充てる。
 - 3 本部長は、推進本部の事務を統括する。
 - 4 副本部長は、東京航空局次長をもって充てる。
 - 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
 - 6 本部員は、東京航空局の部長、安全管理官、部次長をもって充てる。
 - 7 本部長は、必要があると認めた場合には、外部有識者に委員を委嘱することができる。
 - 8 推進本部は、第4条に規定する事務を行おうとするときは、必要に応じ、コンプライアンスに係る専門的な知見に関する学識経験のある第三者から、意見を聴くものとする。

(本部長による指示等)

- 第6条 本部長は、推進責任者に対して、推進計画に基づく取組の実施を指示するものとする。
- 2 推進責任者は、前項の指示に基づく前年度の取組の実施状況について、本部長に報告するものとする。
 - 3 本部長は、前項の報告に基づき、実施状況を評価し、その結果を毎年度7月31日までに、コンプライアンス報告書として取りまとめ、公表するものとする。
 - 4 本部長は、前項の評価結果に基づき、推進責任者に対して改善を指示するものとする。

(推進本部会議)

第7条 会議は、必要に応じ本部長が招集し、開催するものとする。

2 本部長は、必要に応じ推進責任者等の参画を求めることができる。

(推進本部の庶務)

第8条 推進本部の庶務は、関係各課等の協力を得て、適正業務管理官が行う。

(空港事務所等コンプライアンス推進委員会の設置)

第9条 東京航空局管内の空港事務所、空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所に、それぞれ、コンプライアンス推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会の所掌事務)

第10条 推進委員会は、次に掲げる各号の事務を所掌する。

- (1) コンプライアンス違反となる事案に係る推進本部への報告並びに再発防止策の提案に関すること。
- (2) コンプライアンスに係る推進本部からの指示の徹底に関すること。
- (3) その他コンプライアンスの推進に関すること。

(推進委員会の名称、構成及び庶務)

第11条 推進委員会の名称、構成及び庶務については、各官署の長が定める。

(雑則)

第12条 推進本部及び推進委員会（以下、「推進本部等」という。）の長は、この要領に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長又は委員長が推進本部等に諮って定める。

附 則（平成24年2月16日 東空人第719号）

この要領は、平成24年2月16日から施行する

附 則（平成24年12月27日 東空人第595号）

この要領は、平成24年12月27日から施行する。

附 則（平成27年 9月 1日 東空人第322号）

- 1 この要領は、平成27年 9月 1日から施行する。
- 2 東京航空局発注事務コンプライアンス委員会細則（平成24年12月27日 東空人第596号）は廃止する。

附 則（平成29年 3月30日 東空人第816号）

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 4月 1日 東空人第819号）

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。